第16号の30の３様式記載要領

１　この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）附則第12条の２の７の２第１項の製造を行い、法第144条の27第１項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の27第２項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に１通提出すること。

２　法第144条の21第２項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。

３　「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には、免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。

４　「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。

５　「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。

６　「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取り等に関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。

７　「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。

８　地方税法施行規則附則第４条の８の２第８項の規定により、この報告書に免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実を記載する場合は、「製造に使用した免税軽油以外の炭化水素油」欄及び「製造した炭化水素油」欄は、空欄として差し支えないこと。

９　「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「車両名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された車両名の番号のみを記載すること。

10　「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄及び「免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄には、車両に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該車両への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。

11　「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄中「車両の使用地」欄には、車両に給油を行った車両基地等の名称及び所在地を記載すること。

12　「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄中「免税軽油の使用数量」及び「免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」欄には、車両に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該車両への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。

13　「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。

14　この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備　考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油に引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」、「免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用に関する事実及びその数量」及び「車両の使用地ごとの免税軽油及び免税軽油以外の炭化水素油の使用数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。